

# 令和6年度製菓衛生師試験受験案内

## 島 根 県

### 1 願書受付及び試験の日時・場所

|          | 期 日                              | 時 間                    | 場 所                         |
|----------|----------------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 願書<br>受付 | 令和6年6月14日(金)から<br>令和6年7月17日(水)まで | 午前8:30<br>～<br>午後5:15  | 島根県健康福祉部薬事衛生課<br>(松江市殿町1番地) |
| 試験       | 令和6年8月7日(水)                      | 午前10:30<br>～<br>午後0:30 | 島根県民会館 大会議室(松江市殿町158)       |

### 2 試験科目及び出題数

①衛生法規(3題)、②公衆衛生学(9題)、③食品学(6題)、④食品衛生学(12題)、⑤栄養学(6題)、⑥製菓理論(18題)及び実技(6題:和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択)の6科目(計60題)ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち⑥製菓理論及び実技の免除を受けることができます。

※出題方式は4肢択一

※試験は全て筆記で行います。(実際に菓子を作ることはありません。)

### 3 受験資格

次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 中学校卒業以上の者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技術を習得した者。
- (2) 中学校卒業以上の者で、菓子製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の許可を受けた施設において、受験願書提出時まで2年以上菓子の製造に従事した経験がある者。

※次のような業務内容や期間は、菓子製造業の従事経験としては認められません。

ア パート又はアルバイトとして行った菓子製造業務(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合は認められます。)

イ 菓子製造業であっても、管理経営や菓子製品の運搬、配達又は器具の洗浄など菓子製造と直接関係のない業務に従事していた場合。

#### 4 必要な書類等

※受験資格(1)(2)は、前述「3受験資格」の(1)(2)それぞれの該当者を指します。

| 提出書類              |  | 受験資格 |     | 提出部数等  | 注 意 事 項  |
|-------------------|--|------|-----|--------|--|
|                   |  | (1)  | (2) |        |  |
| (1)受験願書(様式第1号)    |  | ○    |     | 1部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ボールペン等により、楷書で正確に記入してください。</li> <li>住所は、アパート名、室番号、「〇〇方」等まで必ず記入してください。</li> </ul>   |
| (2)受験資格を証する書類     | 製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技術を習得したことを証する書類<br>(製菓衛生師養成施設の卒業証明書又は卒業証書(写)、履修証明書等) | ○    |     | 1部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証書の場合は、原本とコピーの両方を持参してください。(提出先で照合後、原本はお返しします。)</li> <li>郵送により提出する場合は、卒業証明書を提出して下さい。</li> </ul>  |
|                   | 中学校以上の卒業証明書又は卒業証書(写)   |      | ○   | 1部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証書の場合は、原本とコピーの両方を持参してください。(提出先で照合後、原本はお返しします。)</li> <li>郵送により提出する場合は、卒業証明書を提出して下さい。</li> </ul>  |
|                   | 菓子製造業従事証明書<br>(様式第2号)  |      | ○   | 1部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>菓子製造業の営業許可名義人又は、当該施設が所属する団体(菓子製造組合等)の長又は、同業者の証明を受けて下さい。</li> </ul>  |
|                   | その他  |      | ○   | 1部     | <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄(抄)本の提示を求めますので、持参して下さい。</li> <li>職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者で、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けたい者は、それを証明する合格証書の原本とコピーを持参してください。(提出先で照合後、原本はお返しします。)</li> </ul> |
| (3)写 真            |  | ○    |     | 1枚     | <ul style="list-style-type: none"> <li>受験願書提出前6ヶ月以内に撮影した、正面・上半身・無帽の縦5cm、横4cm程度のもので、裏面に撮影年月日と氏名を記入してください。</li> </ul>  |
| (4)受験手数料(島根県収入証紙) |  | ○    |     | 9,400円 | 申請書の貼付欄に貼り付けて下さい。  |

## 5 合格基準

原則として全科目の合計点が満点の6割以上を合格としますが、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

## 6 合格発表

令和6年9月9日（月）午前10時から県庁前掲示板に、合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否結果を送付します。

## 7 得点の開示

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、令和6年9月9日（月）から10月7日（月）まで、希望者（受験者本人のみ）には、島根県庁薬事衛生課において得点の開示を行います。

## 8 その他

- ・受験願書は、ホームページからダウンロードまたは島根県庁薬事衛生課に請求してください。受験願書の用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- ・受験願書は県庁薬事衛生課へ直接提出してください。  
ただし、直接提出することが出来ない場合は、郵送で提出することもできます。  
封筒の表には「製菓衛生師試験願書」と朱書きしてください。
- ・受験願書を受理した後は、納付した受験手数料はお返しできません。
- ・県外に居住する者で島根県収入証紙を購入することが困難な場合は、9,400円分の郵便為替を受験願書とともに提出することもできます。
- ・受験票は、受験資格を審査したのち交付します。7月24日（水）までに到着しない場合は、島根県庁薬事衛生課まで問い合わせてください。

## 9 願書提出及び問合せ先

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生係

〒690-8501 松江市殿町1番地 0852-22-6313